南知多町行政情報システム更新事業者選定
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

本プロポーザルは、南知多町が運用するLGWAN接続系システム（ADサーバ、ファイルサーバ、グループウェアサーバ等）及びインターネット接続系システム（仮想インターネットシステム、プロキシサーバ等）を包括した行政情報システムについて、機器及びソフトウェア等の更新を行う更新事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

本町の行政情報システムは、導入から一定期間が経過し、機器及びソフトウェアの保守期限到来への対応が必要となっている。また、近年高度化・巧妙化するサイバー攻撃への対応、自治体ＤＸの推進、クラウドサービスの活用、職員の業務効率化及び情報セキュリティ対策の強化など、新たな行政需要への対応が求められている。

このため、本町情報セキュリティポリシーをはじめとする関係法令及び各種ガイドラインに適合した、安全性、可用性、保守性及び拡張性に優れた行政情報システムを構築するとともに、将来にわたり安定した運用が可能な情報基盤を整備することを目的とする。

２．選定方式

本事業は、行政情報システムの更新に当たり、現行業務を安定的に継続しつつ、新システムへの円滑な移行、情報セキュリティの確保及び職員負担の軽減を図る必要がある。

システム構成や移行方法、実施体制等については、事業者の技術力や経験等を踏まえた提案を求め、その内容を価格と併せて総合的に評価する必要がある。

このため、広く事業者から提案を求め、競争性及び公平性を確保した上で、本事業の履行に最も適した更新事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により更新事業者を選定する。

更新事業者として決定した者は、本町との協議によりシステム構成、機器構成その他必要事項を決定するものとする。

更新事業者は、本町が別途実施するリース契約に必要となる最終的な機器明細書、ソフトウェア一覧、見積書その他必要な資料を提出するものとする。

町は、当該資料に基づき、更新事業者が構築する行政情報システムを対象としたリース契約に係る入札を実施するものとする。

リース契約の相手方は、本プロポーザルにより決定した更新事業者から、本事業に必要な機器、ソフトウェアその他必要な物品等を調達し、本町へ賃貸するものとする。

なお、本プロポーザルは更新事業者を選定することを目的とするものであり、本町と更新事業者との間で工事請負契約、業務委託契約又は物品購入契約を締結するものではない。

３．業務概要

（１）業務名

南知多町行政情報システム更新事業

（２）業務内容

業務内容は、「南知多町行政情報システム更新事業提案依頼書」及び「南知多町行政情報システム更新事業仕様書」のとおりとする。

主な業務内容は、次のとおりとする。

ア　現行システムの構成、設定、運用状況等の調査及び分析
イ　行政情報システムの設計
ウ　サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等の調達及び構築
エ　セキュリティ対策の設計及び構築
オ　現行システムからのデータ、設定、権限等の移行
カ　各種試験、試行移行及び本番移行の実施
キ　現行保守事業者、メーカー及び関係システム事業者との調整
ク　職員向け教育
ケ　成果物の作成
コ　リース契約に必要となる資料の作成

詳細は、提案依頼書及び仕様書による。

（３）履行期間

更新事業者決定の日から令和９年８月 31 日

（４）保守運用に係る提案対象期間

令和９年９月１日から令和 14 年８月 31 日

※上記期間は、本プロポーザルにおける保守運用体制及び保守運用費用等の提案条件として設定するものであり、更新事業者との保守運用業務に係る契約の締結又は契約期間を確約するものではない。保守運用業務に係る契約については、各会計年度の予算の成立、その他必要な手続きを経た上で、別途決定するものとする。

４．提案限度額

更新業務に係る提案限度額は、379,500,000 円（税込）とする。

また、更新業務に係る費用及び令和９年９月１日から令和 14 年８月 31 日までの保守運用業務に係る費用を合計した期間総額は、392,024,000 円（税込）を上限とする。

更新業務に係る費用には、機器費、ソフトウェア費、設計・構築費、設定費、データ移行費、試験費、教育費、その他本稼働までに必要となる費用のほか、本システム稼働後５年間の利用及び保守に必要となるメーカー保守、ソフトウェアライセンス、サブスクリプション、その他システム導入時に調達する費用を含むものとする。

保守運用業務に係る費用には、問い合わせ対応、障害対応、技術支援、運用支援、その他人的役務に係る費用を計上するものとする。

提案者は、更新業務に係る費用と、保守運用に係る費用を明確に区分して参考見積書を作成するものとする。

なお、提案限度額及び期間総額は、本プロポーザルにおける企画提案を求めるための上限額を示すものであり、リース契約額又は保守運用契約額を拘束するものではない。

更新事業者として決定された者は、本町との協議によりシステム構成等を確定し、本町が指定する期日までに、リース契約に必要となる最終的な機器明細書、ソフトウェア一覧、構築費内訳書その他必要な資料を提出するものとする。

５．参加資格・条件等

本プロポーザルに参加することができる者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）南知多町入札参加資格者名簿に登録していること。
（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当していないこと。
（３）「南知多町建設工事等指名停止取扱要領」による指名停止を受けていないこと。
（４）会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
（５）「南知多町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に定める除外措置要件に該当していないこと。
（６）過去 5 年以内に、地方公共団体において行政情報システム若しくはこれらと同種・同規模の情報システムの構築又は更新業務を元請として履行した実績を有する者であること。
（７）ISMS（ISO/IEC27001）認証を取得している者であること。
（８）愛知県内に保守拠点を有し、障害発生時に迅速な現地対応が可能な体制を確保できる者であること。
（９）本業務を適正に履行するために必要な技術者及び実施体制を有する者であること。

６．更新事業者の選定方法

更新事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

審査は、提出された企画提案書、要求事項回答票、参考見積書その他提出書類について、別に定める審査基準に基づき総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を更新事業者として決定する。なお、要求事項に対する代替提案については、その同等性、効果、制約、影響等も含め、提案内容の一部として評価する。

また、プレゼンテーションは実施しない。ただし、企画提案書の内容について確認が必要と認める場合は、提案者に対し文書による照会又は追加資料の提出を求めることがある。

７．スケジュール

公募から更新事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	期日等
公募開始（公告）	令和８年１０月１４日（水）
質問提出期限	令和８年１０月２３日（金）午後５時（必着） ※回答は、提出後速やかに回答。
参加表明受付期限	令和８年１０月２８日（水）午後５時（必着）
参加資格審査結果通知	令和８年１０月２９日（木）以降速やかに通知
現地調査	参加資格審査結果通知後から企画提案書等提出までの間で、本町と日程調整の上実施
企画提案書等提出期限	令和８年１２月３日（木）午後５時（必着）
審査結果通知	令和８年１２月中旬頃（予定）
構成協議	令和８年１２月中旬以降
詳細設計・構築	令和９年１月以降
リース入札資料提出	令和９年５月頃
リース入札	令和９年６月頃
新システム稼働	令和９年９月１日

８．参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）提出書類

番号	提出書類名	提出部数	提出上の注意
①	参加申請書（様式第１号）	１部	
②	会社概要書	１部	
③	業務実績調書	１部	過去 5 年以内のシステム構築又は更新業務は必ず掲載すること。
④	ISMS 認証を証する書類の写し	１部	
⑤	その他町長が必要と認める書類		

（２）提出方法

提出資料は紙媒体とし、郵送又は持参により、事務局あてに提出すること。

（３）参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知については、審査後速やかに参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

９．質問及び回答

（１）質問方法

質問書を電子メールにより事務局宛てに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

（２）受付期限

質問の受付期間は、公告に定める期間とする。

（３）回答方法等

質問に対する回答は、町公式ホームページに掲載する。

10. 現地調査及び現行保守事業者への確認

（１）現地調査

参加資格審査結果通知を受けた者は、企画提案書等の作成に当たり、本町の現行環境を把握するため、現地調査を実施するものとする。

（２）実施時期及び申込方法

現地調査は、参加資格審査結果の通知後から企画提案書等提出期限までの間に、本町が指定又は調整する日時に実施するものとする。参加資格審査結果の通知を受けた者は、事務局と日程を調整の上、指定された日時に現地調査を実施すること。

（３）調査内容

提案者は、提案依頼書に定める現行環境及び前提条件を踏まえ、必要な現行構成、設定及び運用状況を確認するものとする。

（４）現行保守事業者への確認

現行の機器構成、設定、運用方法、データ移行その他提案に必要な事項について現行保守事業者への確認を必要とする場合は、事務局を通じて行うものとする。

提案者は、本町の承諾なく現行保守事業者、メーカーその他本事業の関係事業者に対し、直接問い合わせ、資料提供の依頼その他の接触を行ってはならない。

（５）公平性の確保

現地調査及び現行保守事業者への確認において、提案者間の公平性を確保するため、本町が全提案者に共通して周知する必要があると判断した事項については、町公式ホームページへの掲載その他適切な方法により周知することがある。

（６）費用負担等

現地調査及び提案に必要な確認に要する費用は、提案者の負担とする。また、現地調査により知り得た情報は、本プロポーザルに係る提案の目的以外に使用し

てはならない。

11. 企画提案書等の提出

参加資格審査結果通知を受けた者は、下記に掲げる書類を提出するものとする。

（１）提出書類

ア　企画提案概要書（任意様式）

※企画提案の概要を簡潔に記載すること。

イ　企画提案書（任意様式）

※本実施要領、提案依頼書、仕様書及び審査基準の内容を踏まえて作成すること。企画提案書等の構成、記載事項及び要求事項への回答方法は、提案依頼書に定めるところによる。

ウ　要求事項回答票（提案依頼書別紙１を踏まえて作成）

エ　参考見積書及び提案価格内訳書（提案依頼書別紙２を踏まえて作成）

オ　その他提案依頼書において提出を求める資料

カ　その他町長が必要と認める書類

（２）提出方法

郵送又は持参による紙媒体での提出に加え、電子データも事務局宛てに提出すること。

（３）提出期限

提出期間は、公告に定める期間とする。

（４）提出部数

正本を１部、副本を１部提出し、データも提出すること。

（５）留意事項

ア　（１）の提出書類は、各１部ずつまとめてファイルに綴じて提出すること。

イ　申込のあった法人の名称等は公表する場合がある。

ウ　提出した企画提案書等の著作権は、提出した法人に帰属する。ただし、町は、公表等において必要な場合は、企画提案書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。

エ　提出した書類は、南知多町情報公開条例（平成 12 年条例第 42 号）の規定に基づき、公開することがある。この場合において、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は、非公開とする。

オ　当募集に対し、１法人が複数の申込を行うことはできない。

カ　参加申込に関する経費は、全て申込者の負担とする。

キ　提出書類に使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

ク　提出書類その他提出された資料、見積書は、返却しない。

ケ　提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

コ　必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。

12. 審査方法等

町は、別に設置する選定審査会において審査を行う。

審査は、別に定める審査基準に基づき、提出書類を総合的に評価して行う。

（１）選定審査会

町職員５名

（２）審査項目

主な審査項目は、次のとおりとする。

ア　現行環境の理解及び業務継続性

イ　データ移行及び切替

ウ　システム構成及び技術提案

エ　情報セキュリティ

オ　実施体制及び関係者調整

カ　保守運用

キ　追加提案

ク　参考見積額

（３）価格評価

価格評価は、更新業務に係る参考見積額及び保守運用業務に係る参考見積額をそれぞれ評価するものとし、その配点及び算定方法は、別に定める審査基準による。

（４）更新事業者の決定

評価点の合計が当該配点の合計の６割未満となった提案は不採用とする。町は、不採用となった提案を除き、選定審査会の審査結果に基づき、最優秀提案者を更新事業者として決定し、その旨を審査結果通知書により通知する。なお、本通知は更新事業者として決定したことを通知するものであり、本町と更新事業者との間で工事請負契約、業務委託契約又は物品購入契約を締結するものではない。

また、審査結果の概要を町公式ホームページで公表するものとする。なお、審査内容及び選定結果に対しての異議は認めない。

選定されなかった者は、通知を行った翌日から起算して７日以内に、書面により理由について説明を求めることができる。

13. 更新事業者決定後の協議等

更新事業者は、提出した企画提案書及び要求事項回答票の内容を基本として、本町との協議及び現行環境の詳細調査に基づき、システム構成、機器構成、ソフトウェア構成、データ移行方法、切替・切戻し方法、導入スケジュール、保守運用体制その他本事業の実施に必要な事項を具体化し、確定するものとする。

町は、必要に応じて企画提案内容の詳細化、構成の見直しその他必要な協議を行うことができる。ただし、企画提案内容を変更する場合は、変更理由、影響範囲、費用及び工程への影響等を確認した上で決定するものとする。

14. リース契約に係る資料の提出

更新事業者は、本町との協議により確定したシステム構成等に基づき、本町が別途実施するリース契約に必要となる資料を、本町が指定する期日までに提出するものとする。

提出資料には、少なくとも次に掲げるものを含めるものとする。

（１）最終機器明細書
（２）ソフトウェア一覧
（３）機器価格内訳書
（４）ソフトウェア価格内訳書
（５）構築費内訳書
（６）データ移行費内訳書
（７）教育費内訳書
（８）保守費内訳書
（９）その他本町が必要と認める資料

15. リース契約

町は、前条の規定により更新事業者から提出された資料に基づき、別途リース契約に係る入札を実施するものとする。

リース契約の相手方は、当該入札により決定する。

更新事業者は、本町が実施するリース契約に係る入札において落札者となった者に対し、本プロポーザルに基づき決定したシステム構成に必要な機器、ソフトウェアその他本事業の履行に必要な物品等を供給するものとする。

16. 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

（１）提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
（２）虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
（３）その他、本要領に違反すると認められた場合
（４）審査会の審査員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
（５）審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
（６）見積金額が本要領に示した提案限度額及び期間総額の上限額を超える場合

17. その他

その他、留意事項は以下のとおりである。

（１）本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
（２）提出された書類は返却しない。
（３）提出された書類は、更新事業者の選定に必要な範囲において使用する。
（４）提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町は、更新事業者の選定及び本事業に関する事務を行うため必要な範囲において使用するこ

とができる。

（５）本要領に定めのない事項については、南知多町プロポーザル方式実施要綱その他関係法令等の定めるところによるほか、必要に応じて町長が別に定める。

（６）本事業は、令和８年 12 月補正予算の成立を前提とした準備行為として実施するものである。予算が成立しない場合又は予算額に変動があった場合は、本プロポーザルに基づく選定手続きの中止、又は事業内容の変更・中止を行うことがある。なお、これによって事業者が生じた損害や費用について、本町は一切の補償を行わない。

18. 事務局

南知多町総務部総務課

所在地：愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話：0569-65-0711（内線 216）

メールアドレス：soumu@town.minamichita.lg.jp